

京都市上下水道企業管理規程第21号

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村憲次

京都市指定下水道工事業者規程の一部を改正する規程

京都市指定下水道工事業者規程の一部を次のように改正する。

第1条中「定めること」を「定めることにより、排水設備工事の適正な施行を確保すること」に改める。

第1条の2第1号中「規定する排水設備工事」を「規定する排水設備の工事」に改め、同条第2号中「京都市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に、「もの」を「者」に改め、同条第3号中「もの」を「者」に改める。

第2条第2項第1号及び第2号中「次条第1項第5号」を「次条第1項第4号」に、「該当しないこと」を「適合していること」に改め、同項第3号中「様式第1号の2」を「様式第2号」に、第4号中「様式第1号の3」を「様式第3号」に、第6号中「様式第1号の4」を「様式第4号」に、第7号中「様式第1号の5」を「様式第5号」に改める。

第3条第1項第4号中「次の各号に」を「次に掲げる事項のいずれにも」に改める。

第4条第1項中「様式第2号」を「様式第6号」に、同条第3項中「様式第3号」を「様式第7号」に改める。

第5条ただし書中「特別の理由があるときは、管理者は」を「管理者が特別の事由があると認めるときは」に、「できる」を「ある」に改める。

第7条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第9条第1項中「様式第4号」を「様式第8号」に、同条第2項列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「様式第5号」を「様式第9号」に改める。

第11条第2項第7号を削り、同項第8号中「責」を「責め」に改め、同号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第12条中「下水道局」を「上下水道局」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「様式第6号」を「様式第10号」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「様式第7号」を「様式第11号」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第28条中第1項後段中「立会」を「立会い」に改める。

様式第1号から様式第12号までを次のように改める。

様式第1号（第2条及び第10条関係）

年 月 日

京都市指定下水道工事業者指定・更新指定申請書

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

（ふりがな） 申請者の名称	
（ふりがな） 申請者住所又は所在地 及び電話番号	〒 _____ 電話 _____（ ）
（ふりがな） 氏 名 （法人にあっては、代表者の氏名）	_____ 印
（ふりがな） 指定営業所名	
（ふりがな） 指定営業所所在地 及び電話番号	〒 _____ 電話 _____（ ） FAX _____（ ）

〔添付書類〕

- 1 申請者（法人の場合は代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権を得ない者でないことを証する書類
- 2 個人の場合は、住民票の写し又は外国人登録法第4条の3第2項に規定する登録原票記載事項証明書及び経歴書
- 3 法人の場合は、商業登記簿謄本及び定款の写し並びに代表者の住民票の写し又は外国人登録済証明書及び経歴書
- 4 営業所平面図・付近見取図（様式第2号）及び営業所の写真
- 5 専属責任技術者名簿（様式第3号）及びこれとの雇用関係を証する書類
- 6 責任技術者証の写し
- 7 排水設備工事の設計及び施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類（様式第4号）及び写真
- 8 誓約書（様式第5号）

様式第2号（第2条関係）

指定営業所の平面図及び付近見取図

平面図

面積

付近見取図

最寄りの駅

線

駅下車・バス・徒歩

分

- (注)
- 1 指定営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚提出すること。
 - 2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
 - 3 付近見取図は、最寄りの駅等から目標を入れてわかりやすく記入すること。
 - 4 個人の場合は、営業の拠点の箇所になります。

年 月 日

専 属 責 任 技 術 者 名 簿

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

指 定 番 号 第 号

申請業者氏名又は名称

指 定 営 業 所 名

〒

指 定 営 業 所 所 在 地

電 話 番 号 ()

代 表 者 氏 名

印

(ふりがな) 専属者氏名	住 所	登録番号	摘 要
	〒		
	〒		
	〒		

〔添付書類〕

- 1 責任技術者証の写し
 - 2 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ
 - (1) 組合健康保険，政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保健証は除く。）の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (3) 従業員全員の資金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
- 注 専属解除の場合は，名簿を別紙とするとともに，責任技術者証は原本を提示すること。

様式第5号（第2条関係）

誓 約 書

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

申請業者所在地

申請業者氏名又は名称

代表者氏名

印

指定営業所所在地

指定営業所名

この度、京都市指定下水道工事業者として指定を受けるに当たって、下水道に関する法令及び京都市公共下水道事業条例並びにその他の関係規定を遵守し、京都市指定下水道工事業者としての義務を誠実に果たすとともに、京都市公営企業管理者上下水道局長の指示、指導に従うことを誓約します。

なお、この誓約に違反したときは、指定の取消しその他どのような処分を受けましても異議を申し立てません。

様式第6号 (第4条関係)

年 月 日

京都市指定下水道工事業者証

京都市公営企業管理者上下水道局長

下記の者を、京都市公共下水道事業条例第5条第2項に規定する指定下水道工事業者として、指定する。

記

申請業者氏名又は名称

申請業者所在地

代表者氏名

指定営業所名

指定営業所所在地

指 定 番 号 第 号

業 者 I D 第 号

指定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

指定下水道工事業者証再交付申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

指 定 番 号	第 号
(ふりがな) 申 請 者 の 名 称	
(ふりがな) 申 請 者 住 所 又 は 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 電話 ()
(ふりがな) 代 表 者 氏 名	印
(ふりがな) 指 定 営 業 所 名	
(ふりがな) 指 定 営 業 所 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 電話 ()
〔理由及び経過説明〕	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

〔添付書類〕

指定下水道工事業者証 (き損した場合)

指定下水道工事業者指定辞退届

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

指 定 番 号	第 号
(ふりがな) 申 請 者 の 名 称	
(ふりがな) 申 請 者 住 所 又 は 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 電話 ()
(ふりがな) 代 表 者 氏 名	印
(ふりがな) 指 定 営 業 所 名	
(ふりがな) 指 定 営 業 所 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒 電話 ()
〔理 由〕 	

〔添付書類〕

- 1 指定下水道工事業者証
- 2 専属責任技術者の責任技術者証の写し

指定下水道工事業者指定事項変更届

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

指 定 番 号	第 号		
(ふりがな) 申 請 者 の 名 称			
(ふりがな) 申 請 者 住 所 又 は 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒		
	電話	()	
(ふりがな) 代 表 者 氏 名			印
(ふりがな) 指 定 営 業 所 名			
(ふりがな) 指 定 営 業 所 所 在 地 及 び 電 話 番 号	〒		
	電話	()	
	FAX	()	
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

様式第10号（第13条関係）

京都市指定下水道工事業者団体承認申請書

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日

申請者 団 体 名 印
住 所
代表者氏名

京都市指定下水道工事業者規程第12条の規定による指定下水道工事業者団体の承認を受けたいので、同規程第13条の規定に基づき、次のとおり申請します。

役 員 の 氏 名	役 員 の 氏 名
団体員である指定工事業者の名称及び代表者名 (団体員数) 別紙のとおり	

様式第11号（第14条関係）

指定下水道工事業者団体 ^{変更}届
_{解散}

（あて先）
京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日

京都市指定下水道工事業者規程第14条の規定に基づき、次のとおり ^{変更}を
届けて出ます。 _{解散}

団 体 名		
住 所		
代 表 者 の 氏 名		
変 更 ・ 解 散 の 年 月 日		
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後

様式第12号（第28条関係）

しゅん工届

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

工事業者名
代表者氏名
（記名押印又は署名）

印

下記のとおり工事をしゅん工しましたので、届け出ます。

記

工事場所	
工事申込者	
工事種別	
しゅん工年月日	年 月 日

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（上下水道局下水道部管理課）